

2-2 「10年後の東京」への実行プログラム2009について

東京都は、平成18(2006)年に、オリンピック・パラリンピック招致を目指す10年後の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を明示した都市戦略として「10年後の東京」を策定しました。これは、東京が近未来に向け、都市のインフラ整備だけでなく、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野で、より高いレベルの成長を遂げていく姿を描き出したものです。この「10年後の東京」計画で掲げた8つの目標を確実に実現するため、毎年度「実行プログラム」を策定しています。平成19年12月に「10年後の東京」への実行プログラム2008が、平成20年12月に「10年後の東京」への実行プログラム2009が策定されました。これらの実行プログラム策定の経緯と実行プログラム2009に掲げられている環境に関する目標と6つの施策についてご紹介いたします。

2-2-1 実行プログラム策定の経緯

(「10年後の東京」の策定)

- 東京都は、平成18(2006)年12月、「10年後の東京」を策定し、2016年の東京オリンピック・パラリンピック招致を目指す10年後の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を、都市戦略として内外に明らかにした。
- 拡大・成長のステージを経て、成熟を遂げつつある東京が、更に機能的で魅力的な都市に生まれ変わるためには、都市インフラの整備をはじめ、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野で、東京の持つポテンシャルを存分に発揮しながら、より高いレベルの成長を遂げていかなければならない。

(さらなる成熟都市に向けた3つのねらい)

- 「10年後の東京」では、「都市と地球の未来を拓き、世界の諸都市の「範」となるよう、東京を更に高いレベルの成熟した都市としていくためには、次の3つの取組が必要である」としている。
 - ◇ 残された「20世紀の負の遺産」を解消すること
 - ◇ より機能的で魅力的な東京の姿を明らかにすること
 - ◇ 東京の価値や信用力を高め、その貴重なレガシー(遺産)を次代に継承していくこと

(「10年後の東京」を貫く3つの視点)

- 成熟した都市の新しいあり方を目指し、全体を貫く考え方として次の3つの視点を掲げている。
 - ◇ 最先端の科学技術力の活用
 - ◇ 新たな人材育成システムのあり方の発信
 - ◇ 東アジア諸都市との連携・連帯

(10年後に向けた8つの目標)

- 都市戦略を実効性あるものとするため、10年後に向けた次の8つの目標を示し、今後の政策展開を図ることとした。

- 1 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる
- 2 三環状道路により東京が生まれ変わる
- 3 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する
- 4 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める
- 5 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する
- 6 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する
- 7 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する
- 8 スポーツを通じて次代を担う子供たちに夢を与える

（「10年後の東京」への実行プログラム2008）

- 平成19(2007)年12月、「10年後の東京」に掲げる8つの目標の実現に向けた政策を着実にかつ迅速に実施するため、「10年後の東京」への実行プログラム2008(以下「実行プログラム2008」という。)を策定した。

＜実行プログラム2008 の概要＞

計画期間:平成20年度から22年度までの3か年

規模:総事業数39施策、334事業(うち新規154事業)

3か年事業費 約1.7兆円、平成20年度事業費 約4,700億円

主な取組

- ・全国初の大規模事業所のCO2総量削減義務化と排出量取引制度導入を決定
- ・多摩南北主要5路線で初めて八王子村山線が全線開通
- ・福祉・労働・教育の連携により、障害者雇用13,000人増
- ・インターネットカフェ等で生活する人を支援する相談窓口「TOKYOチャレンジネット」の創設
- ・「児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」の策定

2-2-2 「10年後の東京」への実行プログラム2009策定の考え方

（策定の意義）

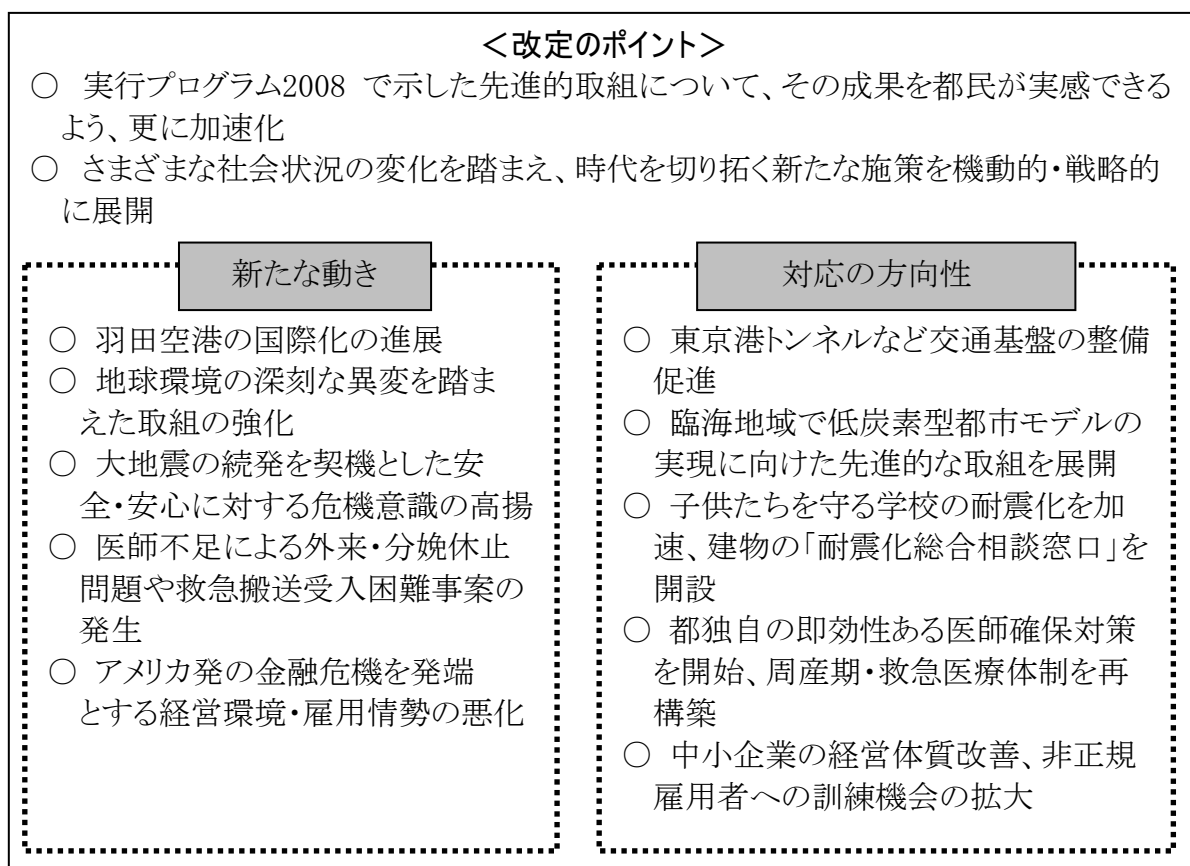
- 平成20(2008)年6月、東京は2016年オリンピック・パラリンピックの立候補都市として第一位で選定された。招致を実現するためにも、東京が今後展開していく、世界の範となる環境政策をはじめとした先進的な取組の成果を、21世紀の新しい都市モデルにまで高め、その具体的な行動を国内外に広く発信していくことが不可欠である。
- また、「実行プログラム2008」策定以降、さまざまな情勢が変化していく中で、都民の間に生じた新たなニーズや時代の変化に的確に対応するため、機動的・戦略的に施策を展開していかなければならない。
- そこで、これまでの施策の検証や新たな課題への対応を踏まえ、「実行プログラム2008」を改定し、「10年後の東京」への実行プログラム2009を策定する。

（実行プログラムの位置づけ）

- 「10年後の東京」の確実な実現に向けて、「実行プログラム2008」を踏まえ、取組を進化させる3か年のアクションプランを策定することにより、今後の都の事業展開を内外に明らかにし、これからの行財政運営を先導する。

(実行プログラムの内容)

- 計画期間を平成21(2009)年度から平成23(2011)年度までの3か年とし、3年後の到達目標、事業費総額及び年次計画を明示する。
- 新規性・先進性を持つ取組や今後3か年で加速化して進める取組を積極的に取り上げ、集中的・重点的に施策を展開する。
- 「実行プログラム2008」策定後の東京を取り巻く社会状況の変化に迅速かつ的確に対応するため、新たな課題についても、対策を講じる。
- 事業規模は、44 施策(うち新規10 施策)、394 事業(うち新規 141事業)、事業費総額約1.9 兆円、平成21(2009)年度事業費は約5,900 億円である。



(東京を支える多様な主体とのムーブメントの着実な展開)

- 「10年後の東京」の実現に向けては、行政はもちろん、都民、企業、NPOなど、東京に集積する多様な主体と協働し、ネットワークを広げながら、東京全体で取組を進めることが重要である。このため、緑の東京募金、家庭における省エネ促進、建物の耐震化、子育て支援などについて、都民運動を促す仕組みを積極的に取り入れ、広範なムーブメントを展開する。
- また、地球環境問題、新興感染症対策など、アジア諸都市や近隣自治体と連携・連帯して取り組む課題の解決については、「アジア大都市ネットワーク21」や八都県市首脳会議等の広域的なネットワークを十分活用していく。

(都民等の意見の反映)

- 世論調査やインターネット都政モニターアンケートのほか、都庁内においても局横断的な新たな取組として若手職員のプロジェクトチームを設置し、検討を進めるなど、幅広く意見・要望を聴取し、反映させる。

(区市町村との連携の推進)

- 街路樹の倍増や緑の保全、地域の魅力発信や産業振興など、「10年後の東京」の実現のためには、区市町村の協力が欠かせないことから、すべての区市町村の意向調査を実施し、連携に万全を期す。

(国と都の協議事項への対応)

- 首都東京の重要施策に係る実務者による国と都の協議(※1)事項については、現在の協議状況や成果を反映させる。

<実務者協議会の主な成果>

- ・羽田空港の国際線発着枠の倍増
- ・東京港トンネル(国道357号)の早期着工
- ・認証保育所に対する国庫補助の導入(休日・夜間保育事業、一時預かり等事業)

(局横断的な課題への対応)

- 局横断的に取り組むべき都政の重要課題については、横断型戦略会議における課題解決に向けた検討など、局をまたいだ取組を積極的に推進し、その成果を反映させる。

(効率的・効果的な業務執行)

- 今後見込まれる厳しい財政状況の下においても、都民にとって真に必要な施策を精査の上確実に実行していく。
- 平成18(2006)年7月に策定した「行財政改革実行プログラム」やこれまでの実績を踏まえ、効率的・効果的な事業執行や経営改革を進め、行財政システムの改革と実行プログラムに基づく政策展開を「車の両輪」として、都政の構造改革を進めていく。

(オリンピック・パラリンピック招致計画のバックアップと招致気運の盛上げ)

- 東京オリンピック・パラリンピックの実現を確かなものにしていくため、招致計画をバックアップし、招致気運の盛上げを図る。

<オリンピック招致に向けたスケジュール>

平成21(2009)年 2月 立候補ファイル提出
平成21(2009)年10月 開催都市決定

(検証を踏まえた新たな施策展開)

- 実行プログラムの施策の進捗状況を随時点検し、検証結果を新たな目標設定、事業展開に反映するとともに、社会状況の変化を踏まえた新たな施策を展開していく。

(※1)首都東京の重要施策に係る実務者による国と都の協議

平成20年度の税制改正に伴う法人事業税の一部国税化に先立ち、石原知事と福田前総理大臣が直接会談し、日本の発展につながる首都東京の重要施策に国が最大限協力することに合意した。これを踏まえ、平成19年12月に協議会を設置し、首都東京の活力の増進により日本の発展を促すという観点から、羽田空港の国際化等、東京の重要施策(13項目)について都と関係省庁との間で協議を進めている

2-2-3 「10年後の東京」への実行プログラム2009

「10年後の東京」への実行プログラム2009には8つの目標と44の施策(42頁参照)が掲げられています。これら8つの目標の3番目に、環境に関する目標が「目標3:世界に最も環境負荷の少ない都市を実現する」として掲げられています。この目標を実現するために、6つの施策(施策12から施策17)がありますので、その概要を紹介します。

(1) 環境に関する目標と6つの施策

【目標3】「世界に最も環境負荷の少ない都市を実現する」

- ① 施策12 あらゆる主体と連携したCO₂排出削減の推進【新規】
- ② 施策13 先進的な省エネ技術による低CO₂型都市づくり
- ③ 施策14 低炭素型都市の実現に向けた先導的プロジェクト【新規】
- ④ 施策15 都民・企業と協働して低CO₂型自動車社会を実現
- ⑤ 施策16 世界に誇るクリーンな都市環境の実現
- ⑥ 施策17 東京から発信する先導的な廃棄物対策

① 施策12 あらゆる主体と連携したCO₂排出削減の推進【新規】

〔平成21年度事業費:152億円、3か年事業費:324億円〕

【「10年後の東京」の目標】

- 2020年までに、2000年比25%のCO₂排出削減(約1,500万t相当)を達成している。
- 太陽光発電パネルや太陽熱利用機器を民間の一戸建て住宅やマンションなどにも設置し、100万kW相当の太陽エネルギーを導入している。

【これまでの取り組みと現状】

- 環境確保条例を改正し、国に先駆けて大規模事業所の総量削減義務化と排出量取引制度を導入(平成20年7月)
- 地球温暖化防止活動推進センターを開設し、企業の省エネ診断等を実施(平成20年4月)
- 白熱球一掃作戦を展開(平成19年6月)
- 関係企業、行政、NGOが一体となり、太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクトを開始(平成20年8月)

【改訂のポイント】

あらゆる分野において削減策を全面展開

【3年後の到達目標】

- 大規模事業所のCO₂削減義務制度の着実な実施
- 中小企業のCO₂排出削減の本格的推進と削減クレジットの活用
- 都民参加型のエコ金融プロジェクトの創設
- 太陽エネルギー利用機器4万件の導入(平成21年度・22年度)
- 区市町村の主体的な取組の支援により、都民や事業者のCO₂排出削減を推進

【3か年の事業展開】

I 大規模事業所のCO₂削減義務の導入に向けた準備を着実に推進

- ・ 平成22(2010)年度からの、CO₂の排出が多い事業所に対する排出総量削減義務化の実施に向けて、ガイドラインを策定する。
- ・ 優れた事業者が評価されるようにするため、設備運用の工夫や高効率機器の導入等に先行して取り組んだトップレベルの事業所の義務水準を軽減するなどの仕組みを構築する。
- ・ 義務の履行は事業所自らの削減を基本とするが、補完する仕組みとして排出量取引制度を導入し、他の大規模事業所や中小規模事業所の削減量も取引対象とする。また、再生可能エネルギーの利用を促進するため、グリーン電力(熱)証書(※1)についても義務履行に充てることを可能とする。

II 中小企業等の削減対策を支援

省エネを促進する環境金融の推進

- ・ 最新の省エネ設備等の導入を促進するため、中小企業制度融資(※2)等を活用するほか、金融機関等と連携した融資制度により、省エネ対策に積極的な事業所の取組を評価し、その結果に応じた金利優遇を行う。

エコ金融プロジェクトの創設【新規】

- ・ 都の70億円の資金を活用し、都民の参加を得て家庭やNPO、企業が行う環境配慮事業を支援する仕組みを創設する。事業の具体化に当たり、金融機関独自の提案を公募し、新たな金融支援策として構築する。

省エネ設備の導入を支援

- ・ 中小企業の省エネ設備の導入を促進するため、省エネ診断を実施し、低利で設備を貸与するリース制度を創設する。【新規】
- ・ 普通公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換するための支援を行う。
- ・ 私立学校が地球温暖化防止活動推進センターの省エネ診断を踏まえて実施する省エネ設備等の導入に対して支援を行う。【新規】

省エネ型機器の普及と情報提供の充実

- ・ ボイラーなど小規模燃焼機器からの排出を抑制するため、低NO_x・低CO₂燃焼機器認定制度により高効率な機器を認定し、省エネ型ボイラー等の普及を図っていく。
- ・ 地球温暖化防止活動推進センターを拠点に、個々の事業実態に即した省エネ診断の実施や、区市や業界団体と連携した研修会、ビジネス事業者の登録・紹介、相談窓口の活用等、中小規模事業者の省エネ対策の推進策を総合的に実施していく。

中小規模事業所の対策を促す新たな制度の構築

- ・ すべての中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握し、具体的な省エネ対策に取り組めるよう地球温暖化対策報告書制度(※3)の周知徹底を図り、着実な実施を実現する。
- ・ 金融機関やフランチャイズチェーン方式のコンビニなど、個々の事業所単位では中小規模でも、企業単位など全体でのエネルギー使用量が一定規模以上に達する事業者については、各事業所ごとの排出量や対策状況等を記載した地球温暖化対策報告書の提出を本社等に義務付け、中小規模事業所の省エネ対策のさらなる促進を図る。
- ・ 中小企業の率先的な取組によるCO₂削減分がクレジット化され、取引を可能とする仕組みを構築する。【新規】

III 家庭での取組を本格始動

太陽エネルギーの導入拡大を目指すモデルプロジェクトの展開

- ・平成21・22(2009・2010)年度の2か年で4万世帯に太陽エネルギー利用機器の導入を促進するため、戸建住宅やマンションへの住宅用太陽エネルギー利用機器の設置を支援する。
- ・太陽エネルギー利用機器の設置により生じた電力や熱発生量の環境価値を、グリーン電力(熱)証書化し、必要とする企業等に売却する仕組みを構築する。
- ・太陽熱利用機器の第三者認定制度の創設を促し、給湯や暖房用に高いポテンシャルを持つ太陽熱の利用拡大に努める。

省エネアドバイザー活動の推進【新規】

- ・家庭と関わりの深い事業者団体等と連携して、省エネアドバイザーを育成・登録し、さまざまな機会を捉えて各家庭における省エネアドバイス活動を推進するしくみづくりを行う。

高効率給湯器等の導入を促進

- ・家庭でエネルギー消費の多い給湯等の効率化を図るため、高性能な省エネ機器の認定を行い、広く都民にPRすることで、ヒートポンプ(※4)や潜熱回収(※5)等を活用した高効率給湯器の導入を促進する。

白熱球一掃作戦を全面的に展開

- ・販売店と連携して白熱球から電球形蛍光灯への交換を呼び掛けることで、家庭での身近なCO₂排出削減対策として白熱球の一掃を促していく。

IV 都独自の環境減税の実施など経済手法の活用による誘導策の展開

- ・企業や家庭の省エネ対策を促進するため、さまざまな分野において都独自の環境減税を実施する。
- ・都が公金の預け入れを行う金融機関の決定について、環境に配慮した取組を評価し、反映する。

V 区市町村支援制度の創設【新規】

- ・区市町村と連携し、地域団体やNPO等と協働した先駆的なプロジェクトを支援するとともに、都民や事業者の省エネ設備の導入や緑化促進などを、区市町村と協調して実施する。

<区市町村の意見>

各区市町村で地域特性等に応じて実施しているCO₂削減に向けた独自の取組について、柔軟に対応する都の補助制度の構築を要望(八王子市)

VI 再生可能エネルギーを駆使した環境先進都市東京の構築

臨海地域にメガワットソーラー(※6)を導入【新規】

- ・ふ頭内港湾施設やゆりかもめの施設など、さまざまなスペースを活用し、太陽光発電設備の導入を拡大する。
- ・民間事業者と連携し、太陽光発電設備を集中的に設置するメガワットソーラープロジェクトを展開する。

太陽エネルギー利用機器の導入を大幅に拡大

- ・区市との連携による「太陽エネルギー見本市」の実施や、量販店等との連携による販売ルートが多様化を進め、太陽エネルギー利用機器の普及拡大を進めていく。
- ・太陽熱利用機器の市場における信頼性を高めていくために、グリーン熱証書制度を創設し、環境価値を明確にして住宅への導入を後押ししていく。

都庁における先進的取組

- ・都バスでのバイオディーゼル燃料の利用を推進していく。また、バイオエタノール混合比率の簡易な測定技術の開発についても進めていく。
- ・再生可能エネルギーの導入を進めるため、都庁舎や電力自由化対象の都有施設においてグリーン電力の購入を実施する。

市民や地域参加型の再生可能エネルギー導入プロジェクト

- ・ 都民や企業など電力の需要サイドから、風力発電等による再生可能エネルギーの利用を幅広く促すことを目指して、電力の系統計画・運用等の実態を把握し、課題を整理する調査を行う。

東京全体の環境ムーブメントの展開

環境に配慮する消費行動促進事業【新規】

- ・ 商品の環境配慮性に関して、省エネやリサイクル情報等の表示を行う店頭実験をNPOと協働して実施し、加工食品や衣料品への環境配慮情報の表示を推進する。実験の実施に当たっては、消費者へのインセンティブ策の一つとして、消費者へのエコポイント活用を検討していく。

アジア・世界へ世界最高水準の環境技術を普及

- ・ 世界大都市気候先導グループ(C40)(※7)やアジア大都市ネットワーク21など、世界の都市との連携の場を活用して、東京の政策のノウハウや優れた環境技術を発信し、世界全体のCO₂削減を東京がリードしていく。

小学校での環境教育を促進

- ・ 小学校の教職員を対象に、環境教育の実践に係る研修を行い、教科横断的かつ総合的に、環境に関する授業を実施できるリーダー的人材を養成する。
- ・ 省エネチェックシートを活用して環境学習を促進し、区市町村と連携して子供たちの学習意欲を高めていく。
- ・ 平成21(2009)年6月に、都内のすべての小学校5年生約10万人を対象に「CO₂削減 アクション月間」を実施して、家庭で1週間、環境配慮行動を実践する。【新規】

戦略的広報で都民の温暖化対策意欲を醸成

- ・ ビジネス誌、女性誌などの活用や、インターネットにより都民参加型の情報発信を行うことで、これまで関心が低かった層にも積極的に働きかけ、都民の温暖化対策への取組意欲を高めていく。

環境を最優先したオリンピック・パラリンピック、国体実現への取組

- ・ 平成20(2008)年度に策定した2016年東京オリンピック・パラリンピック環境ガイドライン等に基づき、カーボンマイナス大会の開催に向けたCO₂の排出削減対策の具体化や、実施段階での環境アセスメント指針の策定などを実施する。
- ・ 平成25(2013)年開催予定の東京国体において、「東京国体環境指針(仮称)」を作成して先導的な地球温暖化対策等に取り組んでいく。【新規】

(※1)グリーン電力証書…風力など再生可能エネルギーによる発電実績の環境価値を証書化したもの

(※2)中小企業制度融資…中小企業の経営向上に必要な事業費の調達を円滑にするため、東京都、東京信用保証協会、制度融資取扱指定金融機関の三者が協調して資金を供給する制度

(※3)地球温暖化対策報告書制度…総量削減義務の対象とならない中小規模事業所が、事業所ごとのCO₂排出量や対策状況などを記載した報告書を作成・提出し、個々の事業所における省エネ対策の推進を促す制度

(※4)ヒートポンプ…電力や熱を利用して、温度の低い部分から高い部分へ熱を移動させるときに、投入したエネルギー以上の熱を回収することで、省エネを実現する装置。給湯装置の他、電気冷蔵庫やエアコンにこの装置が活用されている。

(※5)潜熱回収…従来捨てられていた排熱(潜熱)を回収して給湯器の効率を向上させる技術

(※6)メガワットソーラー…発電設備の規模が1MW(1メガワット=1000kW)以上の大規模な太陽光発電施設

(※7)世界大都市気候先導グループ…前ロンドン市長の提唱により創設された、世界の都市が連携して温室効果ガス排出削減に取り組むネットワーク

② 施策13 先進的な省エネ技術による低CO₂型都市づくり

〔平成21年度事業費：133億円、3か年事業費：462億円〕

【「10年後の東京」の目標】

- 2020年までに、2000年比25%のCO₂排出削減(約1,500万t相当)を達成している。
- 最先端の環境技術を駆使しながら、カーボンマイナスプロジェクトを東京全体で展開している。

【これまでの取り組みと現状】

- 環境確保条例を改正し、建築物環境計画書制度(※1)の対象拡大や、省エネ性能の義務化など、都市開発における環境配慮の取組を強化(平成20年7月)
- 木質バイオマスを再生可能エネルギーとして活用できる施設を整備(平成20年度)

【改訂のポイント】

中小規模建築物への取組拡大と次世代の環境技術の普及

【3年後の到達目標】

- 都独自の省エネ性能基準により大規模新築ビルの省エネ対策を強化
- 中小規模開発における新たなCO₂排出削減対策を実現
- 次世代省エネ・再エネ技術を東京から発信し、普及を促進

【3か年の事業展開】

I 大規模都市開発等でのCO₂排出削減対策の推進

都市開発諸制度等を活用した低CO₂型都市づくり

- ・ 都市再生プロジェクト(都市再生特別地区)、総合設計などの都市開発諸制度を適用する際に、建築物の省エネ性能などが一定の水準以上であることを条件とし、環境配慮型の都市開発へと誘導する。
- ・ 大規模開発に限らず、中小規模の開発や住宅を含めた一般建築に広く適用可能な環境配慮を誘導する制度を構築し、CO₂削減の取組を拡大する。【新規】

開発エリア全体でのエネルギー有効利用に関する計画の着実な推進

- ・ 大規模都市開発におけるCO₂排出削減を図るため、エリア内でのエネルギーの有効利用に関する計画の作成を義務付ける。
- ・ 上記取組の着実な実施に向け、エネルギー有効利用指針を策定し、事業者向け説明会を開催する。

民間都市開発での環境配慮を誘導するモデル的な取組

- ・ 品川駅・田町駅周辺地域において、平成19(2007)年度に策定した「まちづくりガイドライン」に掲げた将来像「環境モデル都市づくり」の実現に向け、民間事業者による都市開発を環境配慮型へと誘導する。
- ・ 臨海副都心における開発計画の策定指針となる「臨海副都心まちづくりガイドライン」を改定し、開発事業者等に再生可能エネルギーの積極的導入などを促す。

II 個別建築物対策の強化・拡充

建築物環境計画書制度の強化

- ・ 環境確保条例を改正し、制度の対象となる延床面積の要件を引き下げ、中規模レベルの建築物に対象を拡大するとともに、都独自の省エネ性能の最低基準を設定し、建築物全体

の環境性能向上を図る。

- ・ マンション環境性能表示の成果を踏まえ、オフィスビル等の賃貸借等の際にも性能評価書の提示により、省エネ性能の高い建築物が評価される仕組みの形成を図る。
- ・ 建築物環境配慮指針を改訂するとともに、評価書作成基準を策定し、事業者向け説明会を開催する。

住宅の省エネ性能の向上

- ・ 平成20(2008)年度に作成する中小事業者向けの省エネリフォームガイドブックを活用し、セミナーなどの普及活動を行う。
- ・ 高い断熱性能を持つセラミック系材料等を活用し、建築物の省エネ性能向上に役立つ新製品の開発を促進する。

ヒートアイランド対策

- ・ 屋上・壁面緑化など、あらゆる都市空間の緑化や校庭の芝生化等により東京全体の緑を充実させ、クーリング効果を最大限に活用する。
- ・ センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、都道の遮熱性舗装や保水性舗装といった環境対策型の舗装を集中的に実施する。

III 環境技術の活用による温暖化ガス対策

次世代省エネ・再エネ技術の普及促進【新規】

- ・ 大幅な温室効果ガス削減の可能性のある次世代省エネ・再エネ技術を専門家等で構成する審査委員会により評価・選定するとともに、選定した技術をホームページなどにより、積極的に普及拡大を進める。

下水道事業における排出削減対策

- ・ 下水汚泥の炭化施設・ガス化施設整備を推進し、CO₂の310倍の温室効果を持つ一酸化二窒素を8割以上削減する。
- ・ 民間と共同開発した省エネ型の脱水機や濃縮機など、下水処理の過程へ省電力型設備の導入を推進する。
- ・ 多摩産材未利用材などの木質系バイオマスを汚泥焼却の補助燃料として活用する。

フロンガス・メタンガス対策

- ・ ビルや冷凍冷蔵倉庫などの建材用断熱材の中に残るフロンガスの拡散防止のため、埋立処分に比べ環境負荷の少ない焼却処理等を推進する。
- ・ 埋立地から放出されるメタンガスによる環境負荷を抑制するため、メタンガスを効率的に回収し、発電に利用することでエネルギーを有効利用する。

IV 都有施設等での率先的対策

あらゆる分野の都有施設等での環境配慮策の推進

- ・ 豊洲新市場など8市場へ、待機駐車時に外部から電源を供給できる設備を整備するとともに、新市場にICタグなどを活用した車両誘導・駐車場管理システムを導入することで、アイドリングなどによるCO₂の排出抑制を目指す。【新規】
- ・ 停泊中の船舶から排出されるCO₂などを削減するため、日の出ふ頭において、陸上電力供給設備(※2)の導入に向けたパイロット事業を実施する。【新規】
- ・ 都有施設の新改築や大規模改修の際に、世界でもトップクラスの建物仕様である「省エネ東京仕様2007」を全面的に適用する。
- ・ 省エネ設備への更新、再生可能エネルギーの積極的な導入や設備運用時の対策などを推進するため、「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」を活用する。
- ・ 街路灯や都立公園内の電灯を省エネ型へ転換し、消費電力の削減を進める。

率先行動の目標をレベルアップ

- ・ 都庁の温暖化対策の実行計画である「地球温暖化対策都庁プラン」を改定し、より高いCO₂削減目標の設定などにより対策を強化する。

(※1)建築物環境計画書制度…一定規模の建築物の新築・増改築時に、建築主に省エネ対策等環境配慮の取組と評価を記載した計画書の提出を義務付ける制度

(※2)陸上電力供給設備…船内発電機による電力供給を陸上からの供給に切り替える設備。これにより、停泊中船舶から排出される大気汚染物質やCO₂などを削減

③ 施策14 低炭素型都市の実現に向けた先導的プロジェクト【新規】

〔平成21年度事業費：13億円、3か年事業費：39億円〕

【「10年後の東京」の目標】

- 東京の都市政策とエネルギー政策とが結びつき、世界で最も環境負荷の少ない先進的な取組が都市活動の隅々に浸透している。

【これまでの取り組みと現状】

- 環境確保条例を改正し、大規模開発時のエネルギーの有効利用に関する計画制度を創設(平成20年7月)
- 大手町周辺など都市再生特別地区に先導的な民間プロジェクトを誘導
- 新宿エリアにおいて、モデル事業として地区内共同配送やパーク&バスライド(※1)などの取組を実施(平成20年度)

【改訂のポイント】

都民が排出削減の取組を実感できるよう、臨海地域をモデル地区として集中的に実施

【3年後の到達目標】

- 低炭素型都市の実現に向けたモデルとして、臨海地域において先進的な環境負荷削減策を展開
- 陸上電力供給設備の設置に向けたパイロット事業を展開
- 臨海副都心において自転車走行空間を創出

【3か年の事業展開】

I オリンピック・パラリンピック開催予定地の中心となる臨海地域で先進的な取組を集中展開

2016年オリンピック・パラリンピック競技大会開催時には、オリンピックスタジアムを中心とした8km圏内にほとんどの競技会場が配置されます。その中心となる臨海地域において、先進的な環境への取組を重点的に展開していきます。

メガワットソーラープロジェクトの展開【新規】

- ・ ふ頭内港湾施設やゆりかもめの施設など、さまざまなスペースを活用し、臨海地域に太陽光発電設備の率先的な導入を進める。
- ・ 民間事業者と連携し、臨海地域への太陽光発電設備の集中的な設置を推進する。
- ・ 豊洲地区では、新市場の太陽光発電(2,000kW以上)をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な活用を推進する。

最先端のエネルギー利用システムの活用を推進【新規】

- ・ 豊洲地区の開発において、ガス圧力差発電(※2)や高効率ガスエンジン発電機など従来と比べ高効率な発電機器を配置し、面的利用を推進するなどにより、エネルギーの効率的な利用を促進する。

臨海地域で低CO₂化へ向けた物流分野の取組を展開【新規】

- ・ 冷凍冷蔵車のアイドリングにより排出されるCO₂を削減するため、豊洲新市場へ、待機駐車時でも外部から電源を供給できる設備を整備し、アイドリング・ストップを推進する。
- ・ 豊洲新市場において、ICタグ(※3)などを活用した車両誘導・駐車場管理システムの具体化を図り、車両の移動時間を短縮することで、CO₂排出量の削減を推進する。
- ・ 豊洲新市場において、小型運搬車両を100%電動化し、CO₂の排出抑制を目指す。
- ・ 日の出ふ頭において、停泊中の船舶から排出されるCO₂の削減や、SO_x、NO_xといった大気汚染物質の排出削減を目指し、陸上電力供給設備のパイロット事業を実施する。

環境にやさしい都市交通の東京モデルを確立

- ・ 環境負荷の少ない環境交通モデル都市の実現を目指し、さまざまな取組を実施することにより、臨海地域から新しい交通利用のあり方を発信する。
 - ◇ICカード乗車券などの活用や、大規模集客施設との協働した取組など、公共交通機関の利用拡大策を検討【新規】
 - ◇シンボルプロムナード公園において自転車走行空間を整備するとともに、レンタサイクルの導入に向けた実証実験を実施
 - ◇電気自動車等の導入支援や急速充電器の設置支援などにより、電気自動車等の普及拡大を促進【新規】
- ・ 都心から晴海、豊洲、臨海副都心を結ぶ、オリンピックメインスタジアムのアクセス交通となるBRT(※4)などの具体化に向け検討を進め、基本計画を策定する。

風の道を創出する緑化の推進

- ・ 臨海副都心における開発計画の策定指針となる「臨海副都心まちづくりガイドライン」を改定し、緑化基準を敷地面積の40%に強化することで、新たに臨海副都心へ進出する事業者を、より積極的な緑化へと誘導する。
- ・ 環状2号線や晴海通りなどを軸として、その周辺のまちづくりなどに関して緑化を促していくことで、広がりや厚みのある緑を創出する。

(※1)パーク&バスライド…郊外や都心部周辺のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム

(※2)ガス圧力差発電…各ガス配管を流れるガスの圧力差によりタービンを回転させる発電方法

(※3)ICタグ…ICチップとアンテナにより構成され、物品等に装着されるものであって、その中に当該物品等の識別情報その他の情報を記録し、電波を利用することによりこれらの情報の読み取り又は書き込みができるもの

(※4)BRT…Bus Rapid Transit の略。連接バス、バス専用道路、ICカードシステム、道路改良により、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム

④ 施策15 都民・企業と協働して低CO₂型自動車社会を実現

[平成21年度事業費:27億円、3か年事業費:50億円]

【「10年後の東京」の目標】

- 技術開発の促進により、低公害車、低燃費車の普及が進んでいる。

【これまでの取り組みと現状】

- エコドライブの普及に向け、東京都エコドライブインストラクターの養成や、中小規模事業者への支援を実施
- 新宿地区において地区内共同配送などの環境交通モデル事業を開始(平成20年度)

【改訂のポイント】

次世代車の導入を強く促すなど運輸部門の抜本的なCO₂排出削減を推進

【3年後の到達目標】

- 電気自動車などの次世代車を導入促進
- 都民・事業者のエコドライブの推進
- 新宿(平成20(2008)年度～)や臨海地区(平成21(2009)年度～)における環境交通モデル事業の推進

【3か年の事業展開】

I 技術革新による大幅なCO₂削減の実現

次世代車の導入を積極的に誘導【新規】

- ・ 公用車としての率先導入や民間事業者との連携により、平成21(2009)年から本格的に市場投入される電気自動車やプラグインハイブリッド車(※1)などの次世代車の導入を促進する。
- ・ 自動車メーカーや電力事業者、駐車場・レンタカー事業者等と連携し、営業活動等における積極的な使用を促進するとともに、レンタカーやカーシェアリング(※2)等への活用を進め、5年程度で次世代自動車を15,000台普及させる。
- ・ 2016年オリンピック・パラリンピック開催エリア(オリンピックスタジアム予定地を中心とした8km圏内)の中心となる地域である千代田、中央、港、江東区で重点的に事業を展開し、急速充電器などのインフラ整備も併せて進めていく。

効果的なCO₂削減を促す率先行動

- ・ 都庁の率先行動として、ハイブリッド車や電気自動車など、低公害低燃費車の導入を図る。また、都バスについては、ハイブリッドバスを集中的に導入する。

II 低炭素型の自動車走行へ転換

地球にやさしいエコドライブの推進

- ・ 自動車教習所協会等と連携して養成した東京都エコドライブインストラクターを活用し、区市町村や自動車教習所におけるエコドライブ教習会の実施を支援していく。
- ・ 中小規模事業者のエコドライブの取組を促進させるため、エコドライブ支援機器の導入を引き続き支援する。

バイオ燃料の利用促進

- ・ 化石燃料からの代替燃料として、温室効果ガスの排出削減に寄与するバイオ燃料の普及を図るため、平成19(2007)年から実施している都バスでの走行実験の結果を踏まえながら、食料問題等にも配慮した第一世代バイオディーゼル燃料(※3)の効果を引き続き検証する。さらに、第二世代バイオディーゼル燃料(※4)の普及に向けた取組を実施する。
- ・ 次世代の液体燃料であるGTL(Gas To Liquid)(※5)やBTL(Bio To Liquid)(※6)等の新技術を活用した燃料の導入についても検討していく。【新規】

渋滞解消や物流施策等によるCO₂削減

- ・ 中央環状線等の三環状道路や環状2号線等の骨格幹線道路の整備、JR中央線等の連

続立体交差事業などを推進し、渋滞解消に取り組むことで、自動車から発生するCO₂を削減する。

- ・ ITS技術等を活用したハイパースムーズ作戦の取組を推進することにより、渋滞解消だけでなくCO₂削減などの環境改善にもつなげていく。

Ⅲ 地域特性に応じた環境交通モデル事業の推進

新宿区との連携による、歩きたくなるまち新宿の実現

- ・ 都庁大型車駐車場等の公共用地を拠点として活用し、地区内共同配送を実施することにより、エリア内のトラックの交通量を引き続き抑制する。
- ・ パーク&バスライドにより、駅周辺の繁華街におけるマイカーの交通量を抑制する。
- ・ 甲州街道等の信号制御の高度化・最適化等を実施することで交通量の平準化を図り、平均旅行速度の向上につなげていく。

臨海地区に世界最先端の環境交通都市が出現

- ・ 大規模集客施設と協働して、ICカード乗車券を活用することなどにより、公共交通機関の利用を促進する。また、シンボルプロムナード公園エリア周辺において、安全な自転車走行環境を確保して自転車の利用を推進する。
- ・ 電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及に向けて、自動車メーカーや電力事業者、地元企業等と連携して、充電スタンドなどの整備を推進する。

他地域への環境交通モデルの展開

- ・ カーシェアリングや公共交通への転換などの新しい交通モデル事業を、他地域においても推進できるよう引き続き検討する。

- (※1)プラグインハイブリッド車…近距離走行時は家庭のコンセント等から電力をバッテリーに充電の上、モーターのみで電気自動車として走行し、長距離走行時にバッテリーの電力が少なくなるとエンジンが稼動して発電しハイブリッドカーとして走行する自動車
- (※2)カーシェアリング…あらかじめ登録した会員間で自動車を共同利用するシステム
- (※3)第一世代バイオディーゼル燃料…バイオマス(生物資源)を主原料とするディーゼル燃料。化石燃料からの代替により温暖化ガスの排出削減に寄与する。第一世代は植物油が原料であるため、揮発油等の品質の確保等に関する法律に定められた規格により、軽油に5%まで混合が可能
- (※4)第二世代バイオディーゼル燃料…バイオマス(生物資源)を主原料とするディーゼル燃料。第二世代は、獣脂を含む油脂を原料に水素化処理を行い、軽油と同一性状に精製したものであるため、混合率の上限はない。
- (※5)GTL…天然ガスを原料とし液体燃料として合成したもの。単体として、また軽油と混合してディーゼルエンジンに使用可能。硫黄酸化物の原因となる硫黄分や粒子状物質を発生させるベンゼンなどをほとんど含まないため、次世代ディーゼル燃料として注目されている。
- (※6)BTL…植物を原料とし液体燃料として合成したもの。単体として、また軽油と混合してディーゼルエンジンに使用可能。硫黄酸化物の原因となる硫黄分や粒子状物質を発生させるベンゼンなどをほとんど含まないことに加え、燃焼時に排出されるCO₂は植物が成長する際に吸収した量と等しいためカーボンニュートラルとみなされ、次世代ディーゼル燃料として注目されている。

⑤ 施策16 世界に誇るクリーンな都市環境の実現

〔平成21年度事業費:21億円、3か年事業費:28億円〕

【「10年後の東京」の目標】

- 日本をリードする環境負荷軽減の取組を、都民や事業者と連携して展開している。
- 独自の「おいしさに関する水質目標」の達成に向けた取組を進めるとともに、世界に誇る良質な水道を次世代に継承している。
- 限られた水資源を有効活用し、都市のさまざまな場面で再生水が導入されている。

【これまでの取り組みと現状】

- PM2.5(※1) の発生状況等について、健康影響が懸念される微小粒子を調査(平成20年度)
- 低VOC(揮発性有機化合物)(※2)塗料の普及推進
- 高度浄水処理などの世界に誇る技術により、安全かつ最高水準の水道水を供給
- 下水を高度処理した再生水を7地区159か所で供給

【改訂のポイント】

都民の健康を守り、良好な環境の確保に向けた対策を着実に実施

【3年後の到達目標】

- 大気中微小粒子PM2.5の目標値の設定と都独自の対策の確立
- 新しい水供給システムの円滑な導入・運用
- 再生水を7地区172か所で供給
- 新たな技術を活用した土壌汚染対策の着実な推進

【3か年の事業展開】

I 大気環境のさらなる改善

大気中微小粒子(PM2.5)対策の継続的検討

- ・ PM2.5 の実態を解明するため、大気環境や発生源について詳細な調査を実施するとともに、その調査結果等を踏まえ、平成23(2011)年度からの発生源対策開始を目指す。

光化学スモッグ注意報ゼロを目指すVOC削減対策の実施

- ・ 対策アドバイザーの派遣などにより、中小企業のVOC削減を推進するとともに、光化学オキシダントの生成メカニズムを解析して削減対策を実施する。

II 安全でおいしい水の提供と水資源の有効利用

安全で最高品質の水道水

- ・ 残留塩素の低減、エネルギー効率の向上に向け、新しい水供給システムを導入する。
- ・ 貯水槽の適正管理や直結給水化を促進し、都民に高品質でおいしい水を届ける。

水の循環利用を促進する再生水の積極活用

- ・ まちづくりと連動した整備等により、再生水の利用者を拡大するとともに、ヒートアイランド対策として行う道路散水等にも積極的に活用する。
- ・ 新たな膜ろ過技術などの新技術により、良質な再生水を供給する。

III 大都市の実情に適合した先進的土壌汚染対策の推進

- ・ 平成20(2008)年8月に設置した、豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議において、新技術を活用した先進的な浄化技術・工法を選定し、着実に施工する。

(※1)PM2.5…浮遊粒子状物質(SPM)のうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの

(※2)VOC…Volatile Organic Compounds の略で、塗料や印刷インク等に含まれ、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、ベンゼンなどが代表的

⑥ 施策17 東京から発信する先導的な廃棄物対策

[平成21年度事業費:0.7億円、3か年事業費:2億円]

【「10年後の東京」の目標】

- 廃棄物等の発生抑制・リユースを一層推進するとともに、多様なリサイクルシステムが構築されている。
- 廃棄物処理業者等による優れた技術・取組を東京から発信している。

【これまでの取り組みと現状】

- 使用済み携帯電話回収実験を実施(平成20年10月、11月)
- 解体工事現場の立入指導を開始し、悪質事例については許可取消し等の行政処分を実施(平成19年度)
- 産業廃棄物処理についての相談事業や実証研究支援事業を開始(平成20年度)

【改訂のポイント】

3R(※1)のさらなる推進と不法投棄の根絶を目指す施策を実施

【3年後の到達目標】

- 廃プラスチック類の埋立処分量をゼロ(平成22年度末)
- 悪質業者の徹底追及と解体工事現場における指導による不法投棄の根絶
- 廃棄物処理・リサイクル技術の開発における民間事業者の支援推進

【3か年の事業展開】

I 都民や企業と連携した3Rの推進

リサイクルの新たな取組の推進

- ・ 使用済みの電気・電子機器に含まれるレアメタル(※2)等のリサイクルシステムの構築に向けて、電気・電子機器の都内における廃棄状況の実態把握や回収方法等の事業性について検証を行い、リサイクルシステムの構築を目指す。【新規】
- ・ 「廃プラ埋立ゼロ」に向けて、再生利用等を積極的に行う事業者と協定を締結する。また、廃プラスチックの燃料化などリサイクルの優良な事例について、広く排出事業者等に紹介していく。

発生抑制の新たな取組【新規】

- ・ ホテルで提供される使い捨てアメニティ等を削減する取組を実施するなど、使い捨て用品の発生抑制を推進する。

II 産業廃棄物対策の新たな取組

優良な処理業者を育成

- ・ 優良な取組を行う処理業者を第三者が専門的かつ客観的に評価する制度を導入する。優良な処理業者はホームページで公表し、環境配慮意識の高い排出事業者に積極的に周知して、優良な処理業者との契約を促進する。
- ・ 技術開発支援センター機能を整備し、環境科学研究所内に実証研究の場を提供するなど、廃棄物処理・リサイクル技術を開発する事業者を積極的に支援する。

発生段階からの不法投棄対策の推進

- ・ 建物解体現場での指導により、解体業者の適正処理に向けた意識を醸成するとともに、広域監視により悪質な処理業者等を徹底的に追及していく。
- ・ 元請である建設業者等に対して出前講座などを実施し、適正処理への意識啓発を図るこ

とで、発生段階からの不法投棄を防止する。【新規】

東京全体の環境ムーブメントの展開

3Rムーブメントの推進

- 八都府県市による3R普及促進キャンペーンなどで3R運動を普及促進していく。

(※1)3R…3つのR(Reduce、Reuse、Recycle)のことで、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)を意味する。廃棄物を削減する取組の標語

(※2)レアメタル…地球上にもともの存在量が少ない金属や、量が多くても経済的・技術的に純粋なものを取り出すことが困難な金属の総称

「10年後の東京」への実行プログラム2009の8つの目標と44の施策

<p><目標1> 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる</p> <p>施策 1 元気な子供たちを育てる校庭の芝生化 施策 2 海の森や街路樹倍増による緑あふれる東京の実現 施策 3 森林再生や農地保全に取り組み東京の貴重な緑を次世代へ 施策 4 都民や企業を巻き込む緑のムーブメントの展開 施策 5 親水性豊かな水辺空間をつくり出す東京湾の水質改善 施策 6 電柱のない街なみの形成 施策 7 美しい都市景観の創出</p>	
<p><目標2> 三環状道路により東京が生まれ変わる</p> <p>施策 8 空港・港湾機能の拡充に合わせた首都圏ネットワークの強化 施策 9 東京の最大の弱点である渋滞を解消する三環状道路等の整備促進 施策10 快適で安全な質の高い交通ネットワークの提供 施策11 更新期を迎える膨大な社会資本ストックのマネジメント</p>	
<p><目標3> 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する</p> <p>施策12 あらゆる主体と連携したCO2排出削減の推進 施策13 先進的な省エネ技術による低CO2型都市づくり 施策14 低炭素型都市の実現に向けた先導的プロジェクト 施策15 都民・企業と協働して低CO2型自動車社会を実現 施策16 世界に誇るクリーンな都市環境の実現 施策17 東京から発信する先導的な廃棄物対策</p>	
<p><目標4> 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める</p> <p>施策18 子供たちを守る学校の耐震化のさらなる加速 施策19 都民の生命を守る建物の耐震化の実現 施策20 いつか必ず来る大地震に備えたインフラの耐震化 施策21 多様な主体との連携で東京の防災力を向上 施策22 東京を守る気候変動への適応策に着手 施策23 最先端技術の活用と官民パートナーシップ構築によるテロ対策 施策24 都民の生命と生活を守る新型インフルエンザ対策</p>	
<p><目標5> 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する</p> <p>施策25 「地域」と「技術」で支える超高齢社会の都市モデルを創造 施策26 東京の強みを活かした障害者雇用3万人増の実現 施策27 社会全体で子育てを応援する東京 施策28 地域の体感治安の改善 施策29 都民に安全・安心の食を提供 施策30 消費生活における安全・安心の実現 施策31 365 日24 時間安心できる医療システムを東京から発信</p>	
<p><目標6> 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する</p> <p>施策32 東京から世界へ 新たな文化の創造・発信 施策33 外国人旅行者1,000 万人の誘致を実現する観光振興 施策34 ユニバーサルデザインのまちづくり 施策35 創造的都市型産業の振興 施策36 多摩シリコンバレーの形成</p>	
<p><目標7> 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する</p> <p>施策37 学校・家庭・地域の連携で21 世紀を担う子供を育成 施策38 青少年を健全に育成し、社会性を持った若者を輩出 施策39 意欲と能力を活かすものづくり人材育成システムの構築 施策40 意欲ある人材の就業を促進し東京の活力を向上 施策41 職業的自立・生活安定に向けた支援の展開 施策42 アジアの将来を担う高度な人材の育成</p>	
<p><目標8> スポーツを通じて次代を担う子供たちに夢を与える</p> <p>施策43 オリンピック・国体につなげるスポーツの振興 施策44 都民・国民全体で盛り上げるオリンピックムーブメント</p>	